
美祢市人権推進指針

共に生きる

～市民一人ひとりの人権が尊重された
心豊かな地域社会をめざして～

令和 7 年（2025 年） 3 月

美 祢 市

目 次

第 1	指針の趣旨と性格	1
1	指針の趣旨	1
2	指針の性格	1
第 2	人権をめぐる状況と課題	2
1	世界の動向	2
2	国の動向	2
3	県の動向	3
4	本市の現状	3
5	人権課題	4
第 3	指針の基本理念、キーワード	5
1	基本理念	5
2	キーワード	5
第 4	施策の推進	6
1	人権を尊重した行政の推進	6
2	人権教育及び人権啓発の推進	6
3	相談・支援体制の充実	8
4	分野別施策の推進	8
第 5	推進体制	9
1	推進体制	9
2	指針の見直し	9

第 1 指針の趣旨と性格

1 指針の趣旨

「人権」とは、すべての人が生まれながらにもっている権利で、人間が人間らしく生きていくために誰からも侵害されることのない基本的な権利です。我が国においては、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法が昭和 22 年（1947 年）に施行され、その憲法の下で、国政の全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきました。

しかし、今日の社会においても様々な人権問題が幅広く存在しています。また、少子高齢化や情報化の進展などによる社会の変化により、新たな課題も生じており、人権課題も多様化・複雑化しています。

こうした社会情勢、国・県の動向、これまでの本市の取組、令和 4 年度（2022 年度）に実施した「美祢市人権意識調査」等を踏まえ、人権尊重意識の高揚が必要と考えられることから、本市の人権施策の今後の方向性を示すとともに、これらを総合的に推進し、「共に生きる～市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会～」を実現するために、「美祢市人権推進指針」（以下、「指針」という。）を策定しました。

2 指針の性格

この指針は、本市の人権施策を総合的に推進するための方向性や方策等を示すもので、「美祢市総合計画」に基づく施策の推進にあたっては、本指針の趣旨に沿った取組を行います。

- （1） 市民一人ひとりの人権を尊重した行政を推進するとともに、あらゆる行政分野で人権施策を総合的かつ効果的に推進するための指針とします。
- （2） 施策の推進にあたっては、市民、団体、企業などの様々な主体の参画と協働のもとに進めることが大切であり、各主体にあっては、この指針の趣旨を踏まえ、それぞれが主体者としての認識のもとに、自主的な活動を展開することが重要となります。

第2 人権をめぐる状況と課題

1 世界の動向

20世紀前半の二つの大戦の教訓から、昭和20年（1945年）に、人類共通の課題としての世界平和を実現するため、国際連合が創設されました。

国際連合は、昭和23年（1948年）12月10日、第3回総会で「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」と人権の尊重を謳った「世界人権宣言」を採択し、人権の国際基準を示しました。

その後、世界人権宣言を実効あるものとするために、「人種差別撤廃条約」（1965年）や「国際人権規約」（1966年）、「女子差別撤廃条約」（1979年）、「児童の権利に関する条約」（1989年）、「障害者の権利に関する条約」（2006年）など多数の人権に関する条約の採択をはじめ、各種の宣言や国際年の設定など人権尊重に向けて国際的な取組を続けてきました。

平成23年（2011年）には、企業と人権に関する国際的枠組みとなる「ビジネスと人権に関する指導原則」が承認され、また、平成27年（2015年）9月には、「すべての人の人権が尊重される世界」などをめざす「持続可能な開発目標（SDGs）」を採択しました。

※宣言や条約については末尾の参考資料にURLを掲載しています

2 国の動向

我が国においても、日本国憲法の基本的人権の保障を具体化するため、法制度の整備など、様々な取組が行われてきました。

平成8年（1996年）12月には、様々な人権問題を踏まえ、今後の人権擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備することにより、人権の擁護に資することを目的とした「人権擁護施策推進法」が制定され、同法に基づき設置された人権擁護推進審議会において、人権擁護に関する審議が行われ、二つの答申が提出されました。一つは、平成11年（1999年）7月の「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」の答申であり、一つは、平成13年（2001年）5月の「人権救済制度の在り方について」の答申です。

また、平成12年（2000年）12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、人権教育及び人権啓発の推進は国の責務と規定され、地方公共団体に対しても、国と連携を図りつつ、人権教育・人権啓発を推進するよう規定されました。さらに、平成14年（2002年）3月には、本法律に基づき、「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

その後も、様々な人権に関する社会問題の解決を図るため、個別の人権関連法の整備が行われています。

さらに、平成28年（2016年）12月には、SDGsの達成に向けた具体的な取組を進めるため、「持続可能な開発目標実施指針」が、令和2年（2020年）10月には、企業活動における人権尊重の促進を図るため、「ビジネスと人権」に関する行動計画が策定されました。

※法や答申については末尾の参考資料にURLを掲載しています

3 県の動向

山口県においては、平成14年（2002年）に、人権に関する総合的な取組を推進するための基本方針となる「山口県人権推進指針」が策定されました。

その後、人権に関する法律や諸制度の改正、関連分野における基本計画の策定等、社会情勢等の変化に対応するため、平成19年（2007年）、平成24年（2012年）、令和6年（2024年）に改定されました。

この県の指針では、一人ひとりがかけがえのない尊い生命（いのち）の主体者であるという、人間尊重を基本的な考え方として、「自由（じゆう）」・「平等（びょうどう）」・「生命（いのち）」の3つのキーワードをもとに、人権に関する諸施策を総合的に推進することとしています。

※山口県人権推進指針については末尾の参考資料にURLを掲載しています

4 本市の現状

本市では、平成20年（2008年）に、人権教育の総合的な取組を推進するため、教育関係機関や企業等との協働による組織として「美祢市人権教育推進委員会」を設置しました。

また、平成22年（2010年）には、幅広い人権課題への総合的な取組を推進する全庁的な組織として「美祢市人権施策推進連絡会議」を設置しました。

その後、令和4年度（2022年度）に実施した「美祢市人権意識調査」を踏まえ、令和7年（2025年）3月、「美祢市人権推進指針」を策定しました。

「美祢市人権意識調査」の結果によると、「自分の人権が侵害されたと思ったことがある」の割合は18.5%で、平成20年度（2008年度）の前回調査（23.4%）と比較すると低下しているものの、依然として様々な人権問題が地域社会に存在していることが分かりました。侵害されたと思った内容は、「地域や職場などでの仲間はずれ（他人からの悪口、かげ口など）」が最も高く、次いで「名誉き損、侮辱」、「プライバシーの侵害」の順となっていました。

人権に関する取組の今後の条件整備では、「学校における教育活動の中で、人権教育の充実を図る」の割合が最も高く、次いで「市民の利用しやすい相談・支援体制の充実を図る」、「市民の人権尊重意識の高揚を図るための啓発活動を推進する（イベントや講演会、映画会の開催など）」、「人権に配慮した行政の推進を図る（人権尊重の視点からの業務の点検、見直し、適正な情報公開など）」の順となっていました。

※美祢市人権意識調査については末尾の参考資料にURLを掲載しています

5 人権課題

基本的人権は、家庭、地域、職場、学校、施設等のあらゆる場において尊重されなければならないものですが、社会生活の中では次のような人権課題があります。

(1) 家庭における課題

子どもや高齢者への虐待防止、家庭内暴力防止等

(2) 地域における課題

高齢者や障害者などが安心して快適な生活をするためのハード面ソフト面における環境整備等

(3) 職場における課題

障害者の法定雇用率の達成、男女の賃金や昇進の格差是正、セクシュアル・ハラスメント※¹やパワー・ハラスメント※²の防止等

(4) 学校における課題

いじめや体罰の防止、人権教育の推進体制の充実、家庭や地域社会との連携強化等

(5) 施設等における課題

施設入所者や利用者に対する身体拘束や心理的虐待の防止等

※1 セクシュアル・ハラスメント

職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されること。(厚生労働省 男女雇用機会均等法)

※2 パワー・ハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。(厚生労働省)

第3 指針の基本理念、キーワード

1 基本理念

私たちの身の回りには、日本国憲法に定める自由権、平等権、生存権、教育を受ける権利、勤労権などに関わる様々な人権課題が幅広く存在しています。

この指針においては、すべての市民が、家庭、地域、職場、学校、施設、その他あらゆる場において、人としての尊厳が損なわれることなく、自分の人格が尊重され、他人の人格を尊重して自由で平等な生活を営むことができるよう、一人ひとりがかけがえのない尊い生命（いのち）の主体者であるという、人間尊重を基本的な考え方として、「共に生きる～市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会～」の実現に向け、総合的に人権に関する取組を推進することを基本理念とします。

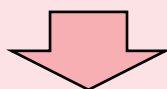
2 キーワード

この基本理念に基づいた様々な取組を進めるため、県との連携を図りながら、「いのち」（生命）、「じゅう」（自由）、「びょうどう」（平等）をキーワードとして諸施策を推進し、人権の世紀と言われている21世紀を共に生きる地域社会の実現をめざします。

いのち （生命）

だれもが 尊い生命の主体者として大切にされる地域社会の実現をめざします

このため



市民一人ひとりが かけがえのない生命を大切にし 安心して安全に暮らせる地域づくりに貢献することが大切です

じゅう （自由）

だれもが 人として大切にされ 自由に自分らしく生きることができる地域社会の実現をめざします

このため

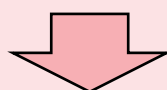


市民一人ひとりが 自由にものごとを考え 自由の意義を理解し自ら決定していくことが大切です

びょうどう （平等）

だれもが 社会の一員として等しく参加・参画し 個性や能力を十分に発揮できる地域社会の実現をめざします

このため



市民一人ひとりが 平等に権利を有していることを理解し お互いの自由や生命を尊重する地域づくりに貢献することが大切です

第４ 施策の推進

「共に生きる～市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会～」の実現に向け、諸施策を総合的、計画的に推進します。

1 人権を尊重した行政の推進

市が行うすべての業務は、なんらかの意味で人権にかかわりがあり、人権と無関係の部署はありません。職員一人ひとりが市民の人権尊重に視点を置いた取組を行い、たえず課題意識をもって業務にあたる必要があります。

このため、市におけるあらゆる行政分野で、人権尊重の理念を基礎とした取組を積極的に推進します。

- (1) 市政の運営にあたっては、市民の人権を尊重するという視点に基づき、行政を推進します。
- (2) 人権尊重の視点に立っての業務の点検や見直し、情報公開の推進や個人情報の保護、申請・届出などに対する迅速な事務処理や公平な取り扱い、親切的な接遇など人権に配慮した取組を推進します。
- (3) 職員一人ひとりが、人権問題についての認識を高め、人権尊重の視点による業務の遂行と、行政の担い手としての自覚がもてるよう、職員研修を充実します。

2 人権教育及び人権啓発の推進

本市は、これまで様々な人権問題の正しい理解と人権尊重の理念を認識していくための教育と啓発を推進してきましたが、これまでの取組を踏まえ、家庭、地域、職場、学校、施設等のあらゆる場を通じて人権教育及び人権啓発を推進します。

(1) 人権教育の推進

すべての人の基本的人権が尊重された社会の実現をめざす上で、教育の果たす役割は重要です。そのため本市では、日本国憲法及び教育基本法にのっとり、基本的人権が尊重されるよう人権教育を推進します。

推進にあたっては、市民一人ひとりが、基本的人権の意義や人権尊重の理念に対する認識を深めるとともに、個人の尊重や生命・自由・幸福追求の権利の尊重、法の下での平等といった、基本的人権尊重の様々な視点を身につけることができるよう取り組みます。また、個別の人権課題についても、基本的人権尊重の様々な視点から課題を捉え、理解を深めていくよう取り組みます。

ア 学校における取組

幼児・児童生徒の心身の成長の過程に即し、教育活動全体を通して人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にする教育を組織的・計画的に推進します。

- ① 実効性のある校内推進体制や全体計画等の整備・充実及び学校と関係機関との連携を推進します。
- ② 児童生徒の自主的な取組を充実させるため、学校の課題や児童生徒の興味・関

心を踏まえ、教職員の多様な研修機会を設定するとともに、指導資料の整備・充実に努めます。

- ③ 幼児・児童生徒が安心して、楽しく学ぶことのできる学習環境づくりや、互いの意見を尊重し協力して前向きに課題解決を図ろうとする集団づくりを推進します。

イ 地域社会における取組

地域社会における人権尊重の意識と自主的な取組の高まりをめざし、職場を含めた地域社会における学習機会の充実に努めます。

- ① 社会教育関係団体等の相互の連携に基づき、地域社会全体の自主的な取組が活性化するように支援します。
- ② 地域社会の実情や課題、住民の学習ニーズを踏まえた多様な学習機会を提供するとともに、自主的な取組の中核となる指導者の養成を図ります。

ウ 家庭教育への支援

家族のふれあいや親子の共同体験の機会の充実に努めるなど、家庭教育への支援に努めます。

- ① 学校や社会教育関係団体等との連携を通して、保護者の学習機会の充実や情報提供に努めます。
- ② 家庭教育上の諸問題に関する相談体制など、支援体制の整備・充実に努めます。

(2) 人権啓発の推進

市民一人ひとりが、基本的人権を尊重し、様々な人権問題に対し、正しい理解を深めるとともに、市民の人権意識の高揚を図るため、幅広い啓発活動を積極的に推進します。

ア 基本的人権を尊重するという普遍的な視点からの啓発活動を推進します。

- ① 様々な人権問題の啓発とあわせ総合的な人権啓発活動を計画的に推進します。
- ② 市報、ホームページ、有線テレビ放送等の広報媒体を活用した効果的な人権啓発を推進します。
- ③ 「世界人権宣言」や「児童の権利に関する条約」など人権に関する国際諸条約の理念や内容の普及啓発を推進します。

イ 市民の自主的な人権学習の取組を促進するため、学習活動のための必要な情報の提供等に努めます。

ウ 市民の理解と共感が得られる啓発内容や効果的な啓発手法を検討しながら人権啓発活動を進めます。

3 相談・支援体制の充実

相談は、適切な助言等を通じて、当事者による問題解決を促すなどそれ自体が有効な救済手法ですが、相談機関の専門性から個別課題を中心とした対応になりがちで、相談機関相互の連携も必要となっています。

このため、市民の利用しやすい相談・支援体制の充実を図ります。

(1) 相談体制の充実

ア 行政機関及び人権擁護委員による相談支援体制の充実を図ります。

イ 「人権 110 番」等の専用電話やメール・SNSによる相談体制の活用を促進します。

ウ 社会福祉施設等利用者に対する相談機能を充実します。

エ 相談員の資質の向上を図るため、研修の充実に努めます。

(2) 相談者等への支援の推進

ア 平成13年（2001年）の人権擁護推進審議会の答申に基づく人権救済制度創設の状況を踏まえ、国や県における新たな人権救済制度も視野に入れながら、相談機能の充実や関係機関とのネットワークの強化を図ります。

イ 山口県男女共同参画相談センターによる自立支援、児童相談所の家庭援助、成年後見制度※¹の利用促進、障害者の就労支援などの取組について、関係機関等との緊密な連携を図ります。

4 分野別施策の推進

「山口県人権推進指針」の「分野別施策の推進」に基づき、本市の実情を踏まえながら、各分野の所管部署と連携して人権施策を計画的に推進します。

- 男女共同参画に関する問題 ○子どもの問題 ○高齢者問題 ○障害者問題
- 部落差別（同和問題）○外国人問題 ○罪や非行を犯した人の問題
- 犯罪被害者と家族の問題 ○環境問題 ○インターネットにおける問題
- プライバシーの保護 ○拉致問題 ○インフォームド・コンセント※²の推進
- 感染症の問題 ○ハンセン病※³問題 ○性の多様性に関する問題

※1 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害等により、判断能力が不十分な成年者について、本人の財産や権利を守ることを目的として援助者（成年後見人等）を選ぶ法的制度。

※2 インフォームド・コンセント

診療の目的や内容を納得できるように患者に説明し、了承を得て治療すること。

※3 ハンセン病

らい菌による慢性の感染症。主に末梢神経と皮膚が侵される。感染力はきわめて弱く、1940年代に米国で治療薬「プロミン」が開発され、治療法の研究が進んだ。今では仮に発病しても通院治療で完治する。

第 5 推進体制

1 推進体制

(1) 本市の取組体制

ア「美祢市人権教育推進委員会」(平成 20 年(2008 年)設置)

人権教育の総合的かつ効果的な推進を図るための組織として設置したもので、積極的な人権教育の推進に努めます。

イ「美祢市人権施策推進連絡会議」(平成 22 年(2010 年)設置)

人権施策を総合的に推進するための全庁的な組織として設置したもので、多様な人権課題に対応するために総合行政として取り組みます。

(2) 国、県、関係機関等との連携

人権施策の推進にあたっては、国、県等の行政機関及び関係機関等との緊密な連携を図り、相互の協力体制を強化した幅広い取組が必要です。このため、山口地方法務局や山口人権擁護委員協議会とともに設立した「山口人権啓発活動地域ネットワーク協議会」をはじめとする関係機関と連携・協力して人権に関する取組を推進します。

また、地域の実情に即したきめ細かい取組が期待されていることから、市民、企業、関係機関等との連携を図りながら人権に関する情報提供や助言を行うなど取組の支援や連携を図るとともに、その活動しやすい環境づくりを一層推進します。

2 指針の見直し

人権施策を総合的かつ効果的に推進するためには、長期的な視点に立ち推進していく必要があります。このため、成果及び課題などを踏まえつつ、社会情勢の変化や新たな人権課題などへの対応を図るため、必要に応じて適宜指針の見直しを行います。

参考資料

令和 7 年（2025 年） 3 月時点

○「世界人権宣言」（外務省 HP）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/>

○「人種差別撤廃条約」（外務省 HP）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/>

○「国際人権規約」（外務省 HP）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/index.html>

○「女子差別撤廃条約」（外務省 HP）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/josi/index.html>

○「児童の権利に関する条約」（外務省 HP）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/>

○「障害者の権利に関する条約」（外務省 HP）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html

○「ビジネスと人権に関する指導原則」（外務省 HP）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22_001608.html

○「持続可能な開発目標実施指針」（外務省 HP）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html>

○「人権擁護施策推進法」（文部科学省 HP）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/attach/1370548.htm

○「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」（文部科学省 HP）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/attach/1370550.htm

○「人権救済制度の在り方について」（法務省 HP）

https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi_010525_010525.html

○「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（文部科学省 HP）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/siryo/1318152.htm

○「人権教育・啓発に関する基本計画」（文部科学省 HP）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/attach/1370575.htm

○「山口県人権推進指針」（山口県 HP）

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/36/14902.html>

○「美祢市人権意識調査」（美祢市 HP）

<https://www2.city.mine.lg.jp/gyosei/jinken/10825.html>